

第八十回国会 大蔵委員会 議 録 第三号

昭和五十二年二月十六日(水曜日)
午後六時四十八分開議

出席委員

委員長 小淵 恵三君

理事 小泉純一郎君 理事 野田 毅君

理事 保岡 興治君 理事 山下 元利君

理事 佐藤 親樹君 理事 山田 耻目君

理事 坂口 力君 理事 永末 英一君

理事 愛知 和男君 理事 池田 行彦君

理事 大石 千八君 理事 鴨田 宗一君

理事 北川 石松君 理事 後藤田正晴君

理事 佐野 嘉吉君 理事 砂田 重民君

理事 塚原 俊平君 理事 林 大幹君

理事 原田 憲君 理事 村上 茂利君

理事 村山 達雄君 理事 山崎武三郎君

理事 山下 徳夫君 理事 池端 清一君

理事 大島 弘君 理事 川口 大助君

理事 沢田 広君 理事 只松 祐治君

理事 村山 喜一君 理事 貝沼 次郎君

理事 宮地 正介君 理事 高橋 高望君

理事 荒木 宏君 理事 小林 正巳君

理事 永原 稔君

出席國務大臣

大蔵 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵政務次官 高島 修君

大蔵省主計局次 高橋 元君

長 大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

局長 農林省農林經濟 今村 宣夫君

局長 農林省農林經濟 今村 宣夫君

委員外の出席者

大蔵省銀行局保 副島 有年君

險部長 農林省農林經濟 船曳 哲郎君

局保險管理課長

水産庁海洋漁業 片桐 久雄君
部國際課長 大蔵委員会調査 末松 経正君
室長

委員の異動

二月十六日

辭任

毛利 松平君

山中 貞則君

同日

辭任

北川 石松君

塚原 俊平君

補欠選任

北川 石松君

山中 貞則君

補欠選任

毛利 松平君

山中 貞則君

二月十六日

支那事變賜金國庫債券の償還に関する請願外三

件(原健三郎君紹介)(第四一六号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法

律案起草の件

農業共済再保険特別会計における農作物共済及

び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に

充てるための一般会計から繰入金等に関する

法律案(内閣提出第一号)

○小淵委員長 これより會議を開きます。

この際、昭和五十一年度の水田総合利用奨励補

助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関

する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等で御協議

願ひ、お手元に配付いたしましたような草案を得

ました次第であります。

まず、本草案の趣旨及び内容を御説明申し上

げます。

本起草案は、昭和五十一年度に政府から交付さ

れる水田総合利用奨励補助金について、税制上、

次の軽減措置を講ずるものであります。

すなわち、第一に、個人が交付を受ける同補助

金については、一時所得の収入金額とみなすこと

にも、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の

必要経費とみなすこととし、第二に、農業生産法

人については庄園記帳の特例を設け、当該法人が

交付を受ける同補助金については、交付を受けた

後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得

または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算

入することとしたしました。

なお、本特例措置による国税の減収は約三億円

と見込まれます。

以上が、本草案の趣旨及び内容であります。

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法

律案

法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小淵委員長 この際、本案は歳入の減少を伴う

こととなりますので、衆議院規則第四十八条の二

の規定により、内閣において御意見があれば發言

を許します。坊大蔵大臣。

○坊國務大臣 この法律案につきましては、稱作

転換の必要性にかんがみ、あえて反対いたしませ

ん。

○小淵委員長 お諮りいたします。

この起草案を委員会の成案とし、これを委員会

提出の法律案として決定するに御異議ありませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

上げます。

昭和五十一年度におきまして、東日本を中心とする異常低温、西日本各地における暴風雨等により、水稲、麦、リンゴ等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の再保険金の支払いが著しく増加するため、同特別会計の農業勘定及び果樹勘定の支払い財源に不足が生ずる見込みでありますので、一般会計から、農業共済再保険特別会計の農業勘定に四百五十二億六千六百六十一万円、同特別会計の果樹勘定に五十八億四千二百七十三万円を限り、繰り入れることができることとするとともに、同特別会計の農業勘定における積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとするものとあります。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、将来、農業共済再保険特別会計の農業勘定または果樹勘定におきまして、決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰り入れられべき金額を控除した残額をそれぞれ一般会計に繰り戻さなければならぬこととしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小淵委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○小淵委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 早速質問に入りたいと思いますが、提案されました書類を拝見いたしましたも、この別表にありますように、昭和四十八年度までは債務ゼロというように、農業共済の経営としては、問題点にはあるといたしましても、おおむね健全な返済を行っているという事実を前提としながらこれから質問をしていきたいと思っております。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

まず、大蔵大臣が、いま日本の経済や景気、不況あるいは公共事業、いろいろ問題を取り上げておられますけれども、日本の貿易関係から見ても、農政というものが今日の日本の経済の中において非常に重要な一面を担っているという理解をなさっておりますが、この点についてどういう理解をなさっておりますか、その点の御見解を承りたいと思っております。これは大蔵大臣として伺いをいたします。

○今村(宣)政府委員 大蔵大臣への御質問でございますが、私、農林省としまして前置きとしてお答えを申し上げます。

従来の高度成長の過程において農業の体質が非常に脆弱化した、こう言われておりますが、高度成長の過程におきまして、農地の墾廃の進展あるいは農業労働力の流出その他の要素によりまして、農業関係の体質が脆弱化されたことは確かでございます。しかしながら、農業というものは国の経済の基本にあるものであるし、また言葉をかえて申し上げますならば農業は民族の苗代である、こう言われておられるわけでございます。そういう観点からいたしまして、私たちは農業生産の向上、農家所得の確保それから食糧の安定的供給という観点からいろいろと農政を展開いたしておるところでございます。

○沢田委員 実はそういう考え方が大蔵大臣にあるのかどうかということが問題なのであって、農政局長にあるぐらいなことはわかり切っていることとまであります。問題は、大蔵大臣が日本の農業をどういう立場で受けとめているのか、そしてその受けとめたことによつて、予算の編成なりという共済の問題について農業というもののどのように対応していったらいいか、その姿勢を実は伺いたかったわけなのであります。

続いて次にいきますが、現在の農業従事者の生活条件はどういう水準にあると見ておられるのか、これを大蔵大臣にお伺いしたいと思うのであります。

○坊国務大臣 いまの日本経済におきまして、高

度成長で、鉱工業生産というものがいかに日本産業の中心といったような姿になってきておる。そういった経済におきまして、農業というものは、ただそれらをおいてその経済から見れば、確かに、経済性と申しますか、そういったようなものは、ほかの鉱工業に比べて大変——大変と言っておかしいのですが、低い地位にあるということは、これは覆うべくもない私は思います。

しかしながら、一国の経済なり一国の文化なりというものは、ただ単にそれらをおいた経済というだけでは、さような意味におきましては、農業というものは、食糧を——に農村、農民、農業に負うておるということ、これはいかに大事なことであるかというのを考えてみますと、いま石油が大事だ、何が大事だ、こう言っておりますけれども、本音を言ったら——それは石油も大事です、これは軽視するわけにはまいりません。まいりませんけれども、最後の最後にはこれはやはり食糧というものが一番大事である、こういうふうには私は考えます。

さような意味におきまして、日本の国の農業というものは、これは国民生活の上からも経済の上からも片時も忘れてはならないものであり、またもう一つ、ちょっとこれは横道にそれますが、今日までの日本には農村なり農業から非常に日本に貢献した人材が大変大ぜい出ておるといふようなことも考えますと、いまだに、質問者言われましたように、まさに農村というものは国民の苗代であるということをも痛感しておる。何を隠しまし、私も、坊というから坊主のようにお考えかもしれませんが、私は百姓の小せがれでございます。農業のことはよく存じ上げておるものである。さような意味におきましてこれはどうしても農業というものを軽視してはならないということは骨の髄までしみ通っております。どうぞひとつよろしく。

○沢田委員 改めて、社会党の沢田広です、御記

憶をいただきたいと思ひます。

昭和四十五年を一〇〇にいたしましたので、消費水準は四十九年が、農家の場合一二七でした。端数は省略します。五十年は一三三でありました。昭和五十一年九月は一五二と下がつてきています。これは大蔵大臣もひとつ記憶にとどめてください。それから昭和五十年の農家所得の状況を見ますと、純粋な農業所得は八十九万、農外所得が百八十四万。それが五十一年の一月になると純粋の所得は五十一万、農外所得が百四十四万、こういうふうな下がつてきている実態なんです。ですからいま言ったお説のようなものを具体的に受けとめてみて、それからこの農業共済の問題も、単に法案を提案するんじゃないやなくて、それをどうやったら再生産に結びつくかという立場でひとつ提案をしてもらうということが欲しかったということを念のためつけ加えながら、次の質問に入ります。

次に、農業基本法に農業共済の基本があるわけなんですけれども、ごらんになったことがございますか。

○坊国務大臣 見たことはございますけれども、いま詳しくは覚えておりません。

○沢田委員 では私から申し上げます。「国は、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。」このように国の義務が明記されております。ですから本来ならば、この農業共済というように貸付金というふうな形じゃなくてある程度の補助金を出してその上に積み上げているものなんでありまして、本質的に見ればこれは国の固有の義務である、そして農家の再生産なり農業経営の安定を図るために国が見ていく、そういうことが農業基本法の大本として第十條に示されているわけなんです。これを受けて農業災害補償法が生まれていくわけなんですけれども、これを知らないというのではどうも提案に値しないと思ひます。残念なことだと言わ

してまいりたいと考えております。

なお、農産方式の場合におきましては、選択の場合には二割でございますし、半相殺農家単位方式の場合には二割でございますし、それから今回の制度改正で新たに設けました全相殺農家単位方式では足切りが一割という形に相なっておりますのでございます。

○沢田委員 せめて今回の場合においても——今度改正された場合は一番上が二百七十円、今回の制度でやった場合は二百二十円、余りにも差があり過ぎるという気がいたします。一キロ当たりであります。しかも、一万五千五百七十円、これはウルチ玄米一等から四等平均です。六十キロ当たりの包装代、それから運搬費込みであります。包装代は百七十一円、運搬費百一円、これをわざわざ差し引いて、一万五千二百九十八円を正味価格にして、それに〇・九を掛ける。わざわざ一割引く。一割引いて、それを六十キロで割って二百二十九円四十七銭と出てきた。そして、さらにこの九円四十七銭という端数を切り捨てて二百二十円、余りにもこれは計算の根拠としてみみっちいというか、ひど過ぎるというか、やり方として、農民の共済制度にしても——ほかの税金だったらこんな税金の取り方もしないだろうし、みな切り上げるでしょう。二百二十九と出でれば、どう常識にしても二百三十と出でしよう。それを、二百二十九・四七と出たものを二百二十で切るというようなことが、果たして妥当だと思われ

ますか。しかもその九割——これは五十二年度からは改正されたけれども、五十一年度分についてはだけは少なくともこの〇・九をやめるとか、二百二十九・四七を二百二十に切り捨てるのをやめるとか——これを丸くして二百二十とはどういう根拠なんですか、ちょっと説明してください。○船曳説明員 二百二十円の積算を申し上げます。

これは、いまお話のございましたように本年度から適用される新しい制度ではなくて、従来の制度によるものでございます。五十年年度の政府買

入れ価格一万五千五百七十円、それから包装代の百七十一円と運搬費の百一円を引きまして一万五千二百九十八円、これが一俵当たりでございますので、それを六十キログラムで割りまして一キログラム当たりを出し、そして九割を掛けて二百二十円、こういう計算でございます。

これは最高価格でございます。農家はあと事業の効率的運用、それから農家の自主的判断というふうな観点から十円刻みで八段階制の幅の中におきまして自主的に選択する、こういう仕組みに相なっているわけでございます。

○沢田委員 私の言うのは政府の思いやりといいますが、考えの発想といいますが、農民に対する生かさず殺さずという態度といいますが、そういうものの発想の出発点についても少し考え方を變えていただきたいという材料として出したわけですか。丸くするという常識でいったならば、二百三十円とするのが常識じゃないですか。その点についてはここで議論しても仕方ないかもし

れませんが、もしこの金が出ていく場合に、せめてその程度の思いやりあるいは配慮というものが、それが政治じゃないかと思うのです。それは事務官僚はそうで、その冷たい感覚でいいのかもしれない。しかし、政治家なり大蔵大臣なり、あるいは農林大臣は来てまじりけれども、政治家としてこういうことが世の中通ると思いませんか、大臣。大臣はこういうことについてお知りでなかったかもしませんが、こういうことでわれわれが世間にいったならば、政治家というのは冷たいんだと、そういうことにならないでしようか。どうですか、大蔵大臣。

○坊岡務大臣 ただいまのお話、非常に強く胸にこたえております。

○沢田委員 次の問題に入ります。

畑作の特別措置法についての方に入りますが、畑作の特別措置法についても、若干その前にも関係があるのでありますけれども、現在のところではやっているのは主としてナシだとかリンゴだとか、あるいは桃であるとか、こういうような果樹に限定をされております。私は、不慮の事故の損失の補償というもので考えていきました場合に、日本の食糧全般を総合的に達観をしてみた場合に、この中身の範囲というものは、ビニールは今の法律で入るようですが、ビニールでつくっている中身は補償の対象に入らない。これはおかしい話じゃないかと思うのです。せっかくビニールも、これで見ますと、七分五厘、よくても五分、七分ぐらいの利息で近代化資金、農林漁業資金で借りてくる。そして、それが雪でつぶされたりあるいは台風でつぶされたりすれば、その災害の補償はなくなった場合には三割の足切りをされて、そしてその残りで借金は借金で返していかなくちゃならない。まことに冷たい。農家は疲弊のどん底に入ってしまう。そういう立場に立つて、まずビニールの中の作物を補償の対象に入れることはできないかどうか、これがまず第一点。

それから、ホップなど、長野だとかなんかでつくっているホップ、これはビールの会社など何かの下請でつくっているものなんだ。そういうものについては企業責任というものをある程度明らかにしていくという考え方はないのかどうか。たとえば、台風が来てホップがつぶれてしまったという場合は、農家損という形にするんじゃないかと、どこのビールの会社の下請でつくっているのかからぬけれども、農家に七割なら七割、八割なら八割を補償するということ、そういう補償体制というものをやはり災害補償法の中で企業責任としてつくっていく発想はないのかあるのか、その点、これも政治的な判断ですから、ひとつ大蔵大臣から聞きをいたしたいと思うのであります。

○今村(宣)政府委員 畑作共済と園芸施設共済の問題でございますが、私たちは、これの対象としてまして、施設と施設内の作物という両方をとらえ

て考えていく必要があるというふうに思っているわけでございます。現在、畑作物共済につきましては、四十九年から試験実施を行っておりますのでございまして、これにつきましては、その実際上の本格的実施に入りますのは、若干後になります。が、五十二年からは試験実施成果を取りまとめ、本格実施制度の検討会を行って、五十三年には法案を国会に提出したいと思っております。その場合の園芸施設の本体及び被覆物、それから園芸施設の付帯設備、たとえば暖房施設でありますとか、換気施設でありますとか、灌水施設、それから施設内の農作物を対象として考えていくのが適当ではないか、このように思っておりますが、なおそういうふうな関係者の意見も十分考慮して検討してまいりたいというつもりでございます。

○沢田委員 時間の関係で次に行きますが、ホップ、トマト、こういうものはトマトジュースあるいはホップはビール、そういうようなものの政策については、これは国の責任ではない。企業の下請によってつくっているものでありますから、そういう立場についての企業側の責任を農家の災害補償法の中にたし書きを入れて、いわゆる企業側の下請でつくっている作物については企業側の責任である程度補償義務を負わせる、そういう発想を考へる余地はないかどうか、その点お伺いをいたします。

○今村(宣)政府委員 ホップでございますか、お茶等の主要な……。○沢田委員 トマトと私は聞いています。これは野菜でございますから、野菜の共済をどうするかという問題になるわけでございます。野菜につきましましては、御存じのとおりその品目が非常に多種にわたっております。それからもう一つは、一般に作付面積とか収穫量が一定しない。たとえば、産地につきましても、作付面積につきましても、なかなか把握が困難である。あるいは価格変

さになつたり、あるいはそういうような状況によつて農協資金が不当にこげつきを起こしているという事態も聞き及んでおります。こういうものの監督なり監査なりそういうものがどのように行われているのか、その点について、これと関連をいたしまして伺ひをいたします。

なお、最後に、数字のことです。念のため申し上げておきますが、いま局長が言われましたのは——私が五十年で、この政府が出されたいものを計算いたしますと、千二百三十二万六千トンが昨年度の収穫量でありました。でありますから六十二万七千トンが減収トン数であります。それを二百二十万トンに換算いたしますと、千三百七十九億四千万円になるわけでありまして、ですから、いま言われている金額を全部払つたとしても大した金額にはならない。ですから、あえて三割の足切りをしなくとも、政府の現在の農家、この付表の経営体系からいいたならば、それほど足切りをしなくとも十分対応できる。たとえば二割にしても十分対応できるのではないかと、このように思われます。

以上三点について伺ひをし、もう一点だけ申し上げますが、生命保険に集まつている金は十一兆円あります。十一兆円ある運用資金を、大蔵大臣はどういうふうにかへられておりますか。わかりませんが、関連して聞くのであります。けれども、いろいろの貸付先は、重工業であるとか化学であるとかそういうところへ行つております。しかし、いま国民が望んでおりますのは、救急医療病院であるとか救急医療センターであるとかそういうところなんです。生命保険もそういうところへ貸しておけば、五億にすれば三千万所全国でできるわけですね。そうすれば命も助かるし、保険料も助かるわけ。それを重化学工業へ貸したて、命は助からない。かえつて命を落とすわけ。そういう意味において、生命保険の十一兆円の運用資金の管理、監督について大蔵大臣はどのように考えているか、最後にお伺ひをいたしまして質問を終わりたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 最初の三点につきまして私の方から答えを申し上げます。

共済制度の効率的、能率的な運営あるいは危険分散の適正化という観点から、どの程度の単位がいいのかというお話でございますが、私たちがしましては大体郡単位ぐらいの単位が適当なのではないかというふうに考えております。したがって、第一次の広域合併計画に引き続きまして、昭和五十年で第二次広域合併計画を策定して、組合等の広域化について強力に指導を行つておるところでございます。

第二番目の、いろいろ農協の問題でございますが、農協の貸し出しにつきましては御指摘のような問題がございます。したがって、これを防止するため、農林省としては、直接には農協の事業に対する検査、指導を担当している都道府県に對しまして、再三にわたり土地関連融資の抑制、貸し出し審査体系の整備、それから担保物件たる土地の評価の見直しということの指示を傳達いたしておるわけでございますが、予算的には、五十年から新たに農協の信用事業を対象といたしまして特別検査を行う都道府県の経費に對し助成をいたしておるところであります。また、本年度からは農業協同組合の経営改善特別指導事業という事業を起こしまして、それぞれの都道府県におきまして単協の経営の特別な指導を行うということにいたしております。そういう措置を講じまして、農協の不良貸し付けを改善する、同時に経営の改善を行うという考えでございます。

それから第三点の数字の点は、ちよつと私もわかりにくいのでございますが、私たちといたしましては、先ほど申し上げましたが、私たちの通常の部分の災害につきましては、これはやはり軽微なものでございまして、農家の負担で処理をしていただく。その範囲が三割がいいのかどうかという問題につきましまして、それはおっしゃるやうに少なければ少ないほど農家にとってはいいわけでございますけれども、同時にまた保険としての危険も多いわけでございますので、その辺の両者をどの程

度に調和するかという問題ではなからうかと考えておるわけでございます。したがって、長期的な問題として十分慎重に検討いたしてまいらるべきでございます。

○副島説明員 最後の質問についてお答えをいたします。

生命保険の資産、昨年の九月末で、先生先ほど十一兆とおっしゃいましたが、いま約十三兆八千億に上つております。この資産は契約者から受託をされたというところでございまして、一方では保険料の引き下げや配当の増額等によつて契約者の負担を軽減するために、安全かつ効率的に運用しなければならぬという半面、先生おっしゃったやうに国民福祉に直接貢献し得るやうな、たとえば医療あるいは教育等の方面への運営も十分行えるよう考慮して指導をしておるわけでございます。御指摘の人命救助機関への融資につきましまして、いま申し上げました生命保険資金の適正に留意しつつ、今後ともできる限り配慮していくよう指導していきたいというふうに考えております。

なお現在の生命保険各社の毎年度の決算剰余金の一部を医療財団等の法人に寄付を行うよう、これも指導しております。

以上でございます。

○小淵委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。山田君。

○山田(耻)委員 沢田委員の質問の中で、キロ当たり補償金二百二十九円四十七銭、それを切り捨てた理由はどうかと、高度な政治判断で大蔵大臣に聞かれたのですが、あなたも胸を打たれる質問であつた——それじゃ回答にならないのです。いま農業共済の法律の一部改正を審議しておりますときですから、私は、政治家として、特に一國の關係の大臣として、所管大臣の農林大臣と相談をなさつて、これは善処されてしかるべきではないかと思ふのですが、ああいふ質問のやりとりだけでは委員会審議としてはふさわしくないと思ふ。余り従来、こういう審議はなかった。だから、あなたの胸を打たれたということが結論ではないから、大蔵大臣としての結論をひとつ御答弁いただきたいと思ひます。——あなたじゃない、大臣に聞いておるのですよ。

○今村(宣)政府委員 ちよつと計算方法その他について御説明申し上げますが……

○山田(耻)委員 あなたはいいです。あなたに聞いてないですから。私は大蔵大臣の坊さんに聞いているのだから。坊さんの返事を問うておる。あなたはそういうことを言つちやないのだから。あなたに聞いてないのです。

○坊田務大臣 大変私の胸を打つたということ、これはもうはつきりと申し上げますが、その胸を打たれた私が、いろいろこれも技術もございましょう、この政策を実現していくということについては、真剣に検討もし、農林省とも相談をしてみたい、かように考えております。

○山田(耻)委員 御相談いたしたということ、私は結構と思ひます。ただ常識的に二百二十九円四十七銭を九円四十七銭ぶち切つて二百二十円にする、こういう計算というのは余り見ることができないですよ。やはり切り上げですよ。だから常識の政治をやつてくれないと、国民に共感を求めているいい政治とは言えないのです。だから、あなたが真剣に検討なさつて結論を出してください。それから、検討なさつて結論を出してください。しかも、その私が申し上げたやうな、沢田君が聞いていたやうな期待にこたへての結論を出していただかないと、私はこの質疑は成就したものとは思へません。その意味では、この法律が議した後ということになつておりますけれども、議したくないことになつておられます。だから、少なくとも明日中には御相談いたしまして、結論を出していただきたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 私からちよつと御説明をさせていただきます。先ほど保険管理課長から二十円と言ひますのは、先ほど保険管理課長から御説明をいたしましたやうに、政府の買入れ価格から包装代とか運搬賃とか——これはそういう損害

を受けたわけですから、その部分の包装、運搬賃は引くようなわけではございません。それから、それに九掛けをしておるではないか、これは前の制度としましては九掛けをいたしておるわけではございませんが、今度の制度改正以後は九掛けをいたしておりません。それはすでに是正といえますか改められておるわけではございません。

そこで、残ります問題は、九掛けをしたら二百二十九円になるのを切り捨てたではないかという問題でございます。実は、農家が選択をします共済金額、これは農家は選択いたしますときに、一つは自分として掛金をどれだけ負担するか、それから同時に、災害が起きたときにどういう程度の共済金をもらうのが自分自身として一番好ましい状態であるかという二つの要素があるわけでございます。そこで農家としては、十円刻みで八段階に分かれてずつと決めておるわけではございません。その中で、それに見合つて今度、掛金がずつと決まつておるわけではございません。したがつて、その一番下を選ぶかあるいは一番上を選ぶか、あるいは中間を選ぶか、こういう問題に相なるわけではございません。それは農家の選択に任せられておるわけではございません。

そこで、私たちとしては農家のその選択の程度がどの程度であるか、たとえば二百円のところ集中をしておるか、一番上が二百十円であるのかという、そういうところを見まして十円刻みにしておるわけではございません。したがつて、農家の需要を満たす最高限度はどこであるかという問題でございます。それが九円を切り捨てたから直ちに農家に被害を及ぼしたということではございません。農家の選びます共済金額は二百二十円にいずれも達しないという形の実情があったわけではございません。そういう観点からまあ二百二十円と、こういうふうに定めたわけではございません。決して他意があつてそういうことをやつたわけではございませんので、その点をぜひ御了承いただきたいと存じます。

○山田(駐)委員 あなたのおっしゃることは、農

家の選択がそれを求めているというふうに関心がありますけれども、それはこうした災害を受けたときのキロ当たりの補償が農家は多いほどいい。しかし、それは二百二十九円七十四銭という段階に出たときに九円七十四銭というものをぶち切つて二百二十円の補償ということになると、一般常識から見て、そのことは受けがたいという立場を沢田君は明らかにしておるわけですよ。その点について大蔵大臣は、さつき申されたように農林大臣とよく協議をして検討したい。私はその検討に対して、結果に対して結論を求めておるようになつておる。めでたいただきたい、こういうことを申し上げておるので、あなたが言つておられるようなことは全く事務的な手続の問題です。いまその点をここで議論をしたのではございせんから、その点は別にいたしまして、大蔵大臣が先ほど申しましたように、十分農林大臣と御協議いただいて、慎重に検討をお願いしたいと思います。

○坊間務大臣 お話が非常に胸を打つた。胸を打つたから、そこで私は、ひとつ検討させてもらいたい、こう申し上げておる。そこで、もし胸を打たなければ、これは検討も何も私はすると申していい。そのところは御察し願ひたいのです。その検討の結果については、かくあらねばこうだとおっしゃることは、私は考えると、相談もすると、それは胸を打つたからそう言つていられる。すよ、その後を、結果を期待されたのじゃ、それはちよつと、そこは考える余地を与えていただきたい、こういうことなのです。

○山田(駐)委員 どうもあなたと局長との考え方が少し食い違つてゐるし、私は局長に答弁を求めたのじゃない。一人勝手にしゃべつてゐるのですから、それは私は別に聞く耳は持たなかつた。ただ、あなたもおっしゃつてゐるように、政治家として判断を願ひたい。あなたの答弁は、慎重に検討して、気持ちにはわかつた、胸を打たれた、担当大臣とよく相談をして、結論を私に報告するといふのですから、私はそれで了解してゐる。いまの局長の言葉はなかつたものとして、私

は聞かない。そういう理解でやつてください。

○小淵委員長 宮地正介君。

○宮地委員 財政の効率的活用と健全なる機動的運営は、国民生活を守る上からも、また財政を預かる当局としても、大蔵省の重要な責務であらうと私は思います。

最近の天候の異常現象については、各地の大雨あるいは干ばつ、寒波あるいは海況異常など、まさに国民経済への影響は深刻なものになりつつあります。気象庁もすでに昭和四十八年四月、「近年の世界の天候について」と題して警告を発しているのではありません。その中で、わが国の今後の天候の見通しに触れ、寒冬あるいは冷夏、干ばつ、集中豪雨には特に注意を促しております。この気象庁の出ししております中におきましても、「日本においては全国的な、または地域的な寒冬が現われやすく、北日本・東日本の冷夏、西日本の干ばつも起りやすい。また集中豪雨も南北流型の時に多くなる傾向がある。」そして、結びに結論して「気象の影響を受ける度合の大きな産業に関する計画および政策は、従来よりも大きい巾の気候の変動が生じ得ることを十分考慮に入れてたてる必要があり、過去において温暖化により好影響を受けていた産業は、とくに今後の気候変動に留意する必要がある。」このように気象庁も警告をしてゐるわけであります。言うなれば、昨年の冷害あるいは豪雨、ひょう害、こういうものは当然予想をしてゐたとしても過言ではない、私はそう思うのであります。

そういう意味で、今後、農業に限らず、漁業など国民生活の食糧の確保あるいは農漁業の従事者の皆さんに対する共済制度についても、きめ細かな運営は重要な問題であると思つておるわけであります。そういう意味で、今後積極的に多様な観点から、国民生活の食糧の確保など、そういう観点あるいはこれからのそういう天災の可能性というものを十分くんで、私は、財政の中心として握つておる大蔵省が、関係当局のリーダーシップをとつて、その働きをしていかなければならない、こう思う

わけでありますが、大臣の見解と決意をまず伺いたいと思ひます。

○坊間務大臣 お答え申します。

現行の農業共済制度は、昭和二十二年に発足して以来すでに三十年の歳月を経過しておりますが、この間熱意ある関係者の協同と不断の努力を基礎として、そのときどきの農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、幾多の制度改正を図つてきたところであります。さきの第七十七国会におきまして、現下の共済需要に対処するため農業災害補償法の一部改正を行い、改正された制度が五十二年から実施に移されようとしてゐることは御承知のとおりでございます。農業共済制度三十年の歴史は、この制度が内容面でも運用面でも時代の要請にこたえる柔軟性を有してゐることを物語つており、このことによつて、いまや本制度は、農業災害対策の一環として深く定着し、農業経営の安定と農業生産力の発展という所期の目的に沿つてその効果を發揮してゐると考えます。

わが国の食糧生産をめぐる環境が厳しいことは御指摘のとおりであります。特に、二百海里時代を迎えて厳しい国際環境に直面してゐるわが国の漁業についても農業共済制度に準じて農業共済制度の拡充を図るべきであるとの御趣旨であるが、そもそも現行の漁業共済制度は、昭和三十九年に農業共済制度をモデルとして発足して以来今日に至つてゐるわけではございません。漁業共済制度は、農業共済制度に比べ歴史が浅い上、漁業の特殊性もあつて、いまだ十分に定着したとは言えない状況にあります。四十九年の漁業災害補償法の一部改正において義務加入制、共済でん補方式の選択制等を導入したことにより、その後の共済引き受けは順調に伸びてゐるところであります。

いづれにいたしましても共済制度は、農業、漁業を問わず、災害対策上重要な機能を営んでゐるものであります。御指摘のあるところでもあり、今後ともこれらの共済制度が農漁業の実態に即し所期の機能を十分發揮できるよう努力を続け

てまいりたいと思ひます。

○宮地委員 限られた時間でございますので、棒読みをしないで、大臣の決意をしっかりとやってもらいたいと思ひます。いま私が質問したことは、要するに、大蔵大臣が財政主導型の一番の中心であり、閣内閣外とよく連絡をとり合ひ、そのリーダーシップをとる決意が大臣にあるかないかと、これを聞いたんです。それをまず答えてもらいたい。

○坊間委員 微力でございますが、全力を尽くしたいと思ひます。

○宮地委員 初めからそう言っていたらば時間が助かったわけでありまして。

次に、これも大蔵省に聞きたいわけでありまして、本法案の中におきまして、特に、審査をする上において重要な農業共済再保険の末端における事務を担当しております損害賠償員が約二十万人いるとも言われております。また共済連組員、これも約二十万人おると言われております。ところが、この方々の年間の一人当たりの手当が何と国庫補助九百十円掛ける三分の二、約六百円でありまして、御承知と思いますが、損害賠償員というのは、冷害などの災害になれば、田畑に出ていってお隣のいろいろその状況、これを評価する重要な仕事であります。真つ黒になつてやるわけです。また、共済連組員というのは、共済細目表の配付とかあるいは新制度のパンフレットの配付、大変な仕事をしていくわけでありまして。ところが、年一人九百十円、五十二年度予算で四〇％アップしたといつても約千二百七十円、国庫補助がその三分の二であります。これは、現在の経済環境から見ても、まさに不適当な金額であることは国民の誰もが明らかなことであると思ひます。そのためにどういふような方法が行われておるかと言へば、結局、連合会の積立金を崩して組合に交付したり、あるいは業務勘定の積み立てを崩して上乗せをして、一人当たり四千円なり五千円という額にしてやっていただいております。そういうやる人たちは農業従事者なんです。私は、そういう意

味からも、まことにこれは大蔵省として——先ほどから大蔵大臣が食糧問題、農業には真剣に誠実に当たると言っているけれども、現実にはまことにむごい結果に終わっているわけでありまして。私はぜひ現在の経済環境に見合った適当な手当に引き上げるべきである、このように思ひます。大臣の所信を伺いたないのであります。

○高橋委員 政府委員 農業共済団体に對します事務費の補助というところでございまして、現在、五十一年度の予算では、事務費の補助の系統だけで約三百九十七億、全体の農業保険費の四二％ぐらゐになつております。

その中で、いまお示しのありました損害賠償、それに要する経費がどうなつておるかということでございますが、農業共済制度は、御案内のとおり、共済加入者の相互扶助ということに制度のたてまゝとしたのでございまして、法が予定したしております制度といつたしましては、損害賠償などに要する経費につきましては加入者負担であるといふ前提であるかといふふうに承知してございまして。しかしながら、事務の重要性といふことにかんがみまして、従来から損害賠償員の手当のほかに実測費といふ事務費の、これは旅費等でございますが、それに対する助成もやっておりますし、それぞれの年々改善に努めてまいりました。

いま仰せのありましたように、損害賠償員の手当または連組員の手当は、従来は相互扶助と申しますか、組合負担と申しますか、そういう趣旨から加入者負担で賄つてきておつたわけでございますが、四十九年度からこれらにつきまして助成の対象にするといふことになりました。四十九年度以降逐年この単価の引き上げをしてきております。いまお話もございましたので、今後とも国の助成のあり方について勉強をまいりたい、その点については農林省当局ともよく相談をいたしたいといふふうに考えております。

○宮地委員 いまのは、いわゆる職員の手当の面をお話になつておられるのでございまして、これを詰めてまいりますと時間がありますので、いづれに

しても、大臣の言つておられる食糧問題あるいは農業従事者への温かい心があるならば、ぜひ思い切つた英断をしていただきたい、これを要望しておきたいと思ひます。

次に、今回の法案の中におきます農業災害補償制度における共済目的の中で、私は果樹共済についてぜひ適用範囲を拡大してもらいたい。特に私は梅について要求をしたいのであります。

これは、昨年の五月、集中的なひょう害が、皆さん御存じのように、都心四十キロ圏にある埼玉県の越生町というところ——これは越生梅林のまさに観光地であり、梅酒をつくる重要な梅の産地であります。そこにおきまして集中のひょうが降りまして、被害面積約五十四ヘクタール、総額にして約一千九百八十七万円、ところがこの共済範圍にありませんから、当然何らかの援助もまた補助もない。県としてはわずか六十八万六千八百円を県補助したにすぎない。

梅というのは、御存じのように傷がつきましたらこれは梅酒にならない。傷がつけば梅干しになつてしまふ。汗水たらして肥料をやつて、そして一生懸命つくつた梅栽培農家の皆さんが、結果的には赤字になつておられるのが実態であります。私は、そういうような実例からもぜひ果樹共済の中に梅を入れていただきたい。

また、最近、農林省としても畑作物の共済、これはたとえばお茶などでありまして、園芸施設共済、これはイチゴなどでありまして、こういうものについて試験の実施中である、こういうふうな聞いております。しかし、御存じのようにイチゴなどにつきましても、同じ四十キロ圏にある埼玉県の吉見町、川島町、これらも大変なイチゴの栽培地、恐らく皆さんも埼玉産として食べた経験があると思ひます。ところが昨年は根腐れ病で大変大きな被害を受けております。また、皆さんが飲んでおられるお茶のほとんどはこの近辺での狭山茶であります。この狭山茶にしても凍害害という、いわゆる霜降りなどによつて大変な被害を受けておる。私はそういうような農業従事者を本心に守るため

にも、真剣に、現在試験実施をしている問題について早期にその実行に当たつていただきたい。そのいまやつておる経過と今後の見通しについて農林省に伺いたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 果樹共済の共済目的は温州ミカン、ナツミカン、リンゴ、ブドウ等の九種類が対象に相なつておりました。梅につきましては対象になつてございせん。梅につきましては、昭和四十七年度までに三千年間生産県に委託をしまして、実は被害率等の基礎調査を行つてきたわけでございます。

一般的に申し上げまして、梅は収量変動が非常に大きい、それから地域的果樹で危険分散がなかなかむずかしい、それから比較的被害発生頻度が大い、それから損害賠償の方法が確立されてない。問題点ばかり申して恐縮ですが、そういうふうな実は問題点がございまして。したがつて、さらに被害率算定のための補完調査を進めていきたいと思います。先ほど仰せのございました共済需要といふものにつきまして、これを十分見きわめまして、共済の対象果樹とすることについて真剣に検討をまいりたいと思ひます。

それから第二番目の畑作物共済、園芸施設共済でございますが、昭和四十九年度から試験実施を行つておられるわけでございます。園芸施設共済につきましては、園芸施設の本体、被覆物、園芸施設の付帯施設、それから施設内の農作物を対象にして試験実施を行つておられるわけでございます。

畑作物共済、園芸施設共済について本格実施に移すためには、おつしやるような共済目的の範圍をどうするかといふ問題が非常に重要な問題でございます。したがつて、こういう問題を含めて補てんの内容について種々検討を要する問題がございまして、五十二年におきましては試験実施成果の取りまとめ、本格実施制度の検討を行ひまして、五十三年に法案を提出し、五十四年に本格実施という、そういうスケジュールを立てておられるわけでございますが、これはどうして、も、どんなに早めても昭和五十四年度になると思

われます。五十二年度から本格実施制度の仕組みについて検討を行うことを予定しておるわけでございます。その際には、これまでの試験の実施経過でありますとか、あるいは関係地域の意見も十分に考慮しまして、検討を進めたいと思っております次第でございます。

○宮地委員 どうか、机上論の問題でなくして、現地では実際にそういう大きな被害で農業従事者の皆さんが大変な所得の減少として苦しんでおられるわけでありまして、ぜひ現地にそのような調査などに行つて、本当に心の温まるような農政をしていただきたいと思います。時間がありませんので、このことを要求したいと思います。

ただいま農林省の所管の特別会計に関連した法律案の審査をいたしておりますが、この際、漁船再保険とも関連していただきたいと思いますので、現在国民の大きな課題になっております経済水域二百海里の問題に少し触れ、水産庁に御質問をしたいと思います。

御存じのように、三月一日からは米国の漁業専管水域二百海里の設定に踏み切ります。また、近近ソビエトもそのような方向にある、このように言われております。そのために、いま北洋漁業をやめるのが国の漁民の皆さんの死活問題として重大な問題になっております。私も過日、八戸港の漁民の皆さんと現地の実情調査をしてまいりました。こういう大変な状況であります。水産都市八戸・開港以来の危機にまさに死活の問題になっておるのであります。その状況をつぶさに現地で聞いてまいりますと、北洋漁業基地八戸漁港では水産関係者が、何と一万人が打撃を受ける。そのために中小企業の倒産、失業というものがこれから十分に考えられる。特に機船底びき網などの北転船等の関係では壊滅状態になるのではないかと。サケ・マス漁業は九〇％の打撃を受けるのではないかと。あるいは沖合底びき網も四〇％だけが残るような状態である。イカ釣りの日本海関係に至っては四〇％に減少して、八戸港の水揚げでは、五十年と比較いたしますと、何と二十四万九千六百

トンも減少すると言われており、その金額にして二百五十一億六千万に上るのではないかと。また、その漁業の皆さんの苦しみだけでなく、魚がとれなくなれば当然水産加工の中小企業の業者が大きな打撃を受けるわけでありまして、それも二六％減、約二百四十五億円の大打撃を受けるというふうな言われているのであります。

私はそういうような状況を考え、当然いま水産庁が中心となつて日米問題あるいは日ソ問題、御苦労されております。しかし、いまそういう中小企業の業者あるいは漁民の皆さんの御苦労を考えますと、これは大変な問題でございます。水産庁の皆さんの今後の救済対策の方向について水産庁にお伺いしたい。また、財源を、原資を握つておられる大蔵省が国家的問題としてこの問題に乗り出さなければ、現在の水産庁の予算は農林省の予算のわずか七％であります。これでは幾らいい施策ができてもし給にたいしたものであらうと思つて。水産庁に救済対策の方途を伺うとともに、最後に大蔵大臣にその財政的な救済というものを真剣に考えていただきたいと思います。その決意を伺つて、私の質問を終わりたいと思つております。

○片桐説明員 最初にちよつとお断りいたしますけれども、現在は水産庁長官、海洋漁業部長はソ連との漁業交渉の予備的な打ち合わせに当たつておりますので、かわつて私が答弁させていただきます。

アメリカの二百海里漁業水域については三月一日から実施されるということで、昨年の六月以来数回にわたつてアメリカと交渉いたしました。最近になりました実質的合意をいたしました。先週の二月十日に日本とアメリカの長期的な漁業協定に仮調印するとともに、その長期的な漁業協定が国会の批准を受けて発効するまでの間のつなぎの措置として、政府間の暫定的な取り決めも調印いたしました次第でございます。

それから、わが国への漁獲割り当て量がどうなるかというものは最大の関心事でございます。これにつきましましては現在のところ、アメリカが日本と

かソ連とか韓国とかそういう外国全体に割り当てる漁獲総量が先週公表になったわけでございますけれども、そのうち日本がどれだけ割り当てられるかということにつきましてはまだ決まっておられません。今週中には決まるのではなからうかというふうな思つております。先週公表されました外国に対する総漁獲割り当て量から判断いたしましたところ、日本への漁獲割り当て量は、現在のところ、昭和五十一年に日本がアメリカの二百海里内で約百三十万トン強漁獲実績がございましたけれども、これに対比いたしました五十二年の漁獲量は約二割弱削減ぐらゐのところでおさまるのではなからうかというふうな判断をいたしておるわけでございます。当初、アメリカの原案では三割ないし四割の削減を受けるのではないかとということで非常に心配をいたしまして、いろいろ科学的な資源評価の根拠等を持ち出して交渉してまいりましたけれども、現在のところ二割弱ぐらゐの減少でおさまるのではないかとこの二割弱ぐらゐに考えております。

それから、もう一つの大きな問題は入漁料の問題でございます。これも当初のアメリカの原案では約三十数億円の入漁料を納めなければならないというところで、これは漁業者に対する大変な負担であるということであるいろいろな交渉してまいりましたが、最近入漁料の水準についての最終決定がございまして、これによりまして約二十億ぐらゐの入漁料を納めなければならないという見込みでございます。

日米漁業交渉の結果に對しまして漁獲量の削減、入漁量の納入、こういう問題が出てまいるわけでございますけれども、これにつきましましては、できるだけ業界自身が経営合理化というふうな努力をしましてこの影響を吸収するように指導に努めてまいりたいというふうな思つております。しかし、こうした業界のみの努力によつて対応できないという面もございますので、まず入漁料につきましましては、できるだけ価格上昇に反映させないで漁業者自身による経営努力によつてこの入漁料

納入というショックを吸収してほしいというふうな考へておりますけれども、その間のつなぎの措置をいたしまして何らかの政府の助成措置というものも講じてまいりたいということも現在予定いたしております。しかも、この入漁料納入は今年度内、二月ないし三月に納入しなければならぬというものでございまして、五十一年度予算で、予算の流用というもので何とか措置をいたしたいというふうな考へております。

それから、漁獲量が二割弱ぐらゐ削減されるといふ問題でございます。削減された場合にある程度漁船の勢力も削減する、減船をするといふ必要性も出てまいりますけれども、これにつきましましては業界が自主的に減船をする場合の必要な資金として農林漁業金融公庫の資金枠を七十三億円ほど予定いたしております。また、こういう減船によつて遊休化する漁船を有効に活用する。それからもう一つは、新しい未利用の資源を開発するという観点から、そういう資源開発調査のための予算というものが約九億円ほど予定してございします。

そのほか、先生御指摘の水産加工業、それから関連産業、こういうものについても今後影響が及んでくるというふうな思われましますけれども、これについてもその実態を十分調査いたしまして、対策を検討してまいりたいというふうな思つております。

それから、日ソ漁業交渉につきましましては、これから始まるわけでございますけれども、ソ連が昨年の十二月十日に二百海里漁業水域宣言というものを實施いたしました。今後の漁業交渉はきわめて厳しいものがあるかと予想されます。こういう状況に對應いたしまして、国会の審議状況等を見ながら鈴木農林大臣がモスクワに行つてイシヨフ漁業大臣と会談するということが現在検討を進めておるところでございます。

○坊間務大臣 二百海里問題につきましましては、今後の事態の推移も注目しながら、農林省と相談をいたしまして適切な措置に出たい、かように考

えております。

○宮地委員 よろしく願います。

○小淵委員長 荒木宏君。

○荒木委員 時間が限られておりますので、共済財政の基本論議は別にしまして、この法案に関連して農林省に二、三の問題について主としてお尋ねしたいと思ひます。

一つは共済の目的、対象の問題です。果樹共済の対象については、先ほども梅のお話が出ておりましたが、それだけではなくて、スモモ、サクランボ、それからパイナップルあるいはビワ、それぞれ対象に加えてほしいという要望が出ておるわけですが、先ほど一応の答弁は伺ったのですが、しかし、これはいまだ初めて論議になるのではなくて、御承知のように本院でもこの論議がいままで繰り返され、すでに昨年の五月わが党の津川議員がその点の質疑をしましたところ、担当政府委員から答弁があつて、その答弁がいまだ伺つたのと全く同じと言つていいと思ひます。なるほど危険分散がむずかしいとか、あるいは収穫量に變動があるとか、そういった問題があるので基礎調査をやつた、追加調査もやつた、なお現地で学識経験者の検討会もやつている、年がかり国会がかわつて同じことを伺つて同じ返事がくるのでは余り意味がないのではないか。この点で検討の経過、すでに昨年の答弁では現地検討会は五十年からやつているというのでしよう。ですからその検討経過を踏まえて結論を出す時期、それからばつぽつその方向が出ておると思ひますから、そうした農民の要請を受けて解決をする方向に進んでいくのかどうか、そのところをひとつ局長から伺ひたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 果樹共済の対象果樹の拡大につきましては、いろいろと保険設計に必要な被害率やあるいは共済需要の調査を行ひまして、準備が整ひ次第追加をするという方針でやつてきたわけでございます。御指摘の梅、ビワ、桜桃につきましては、いろいろ調査をしてまいりました。が、一般的に言つて御指摘のような困難な問題が

あることは確かでございます。しかし私たちとしては、今後さらに被害率等の補充調査を進めます一方、共済需要を十分に見極めまして、共済の対象とするにつきましても真剣に検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○荒木委員 問題があることは、もうすでに答弁でもかねがねおっしゃつておるのですね。また實際特産物として考えてみますと、ある程度地域も限られてゐる、また危険分散のむずかしい点もそれはあります。しかし、そのためにこそ基礎調査、追加調査あるいはもう五十年から現地検討会があるわけでしょう。ですからそのときに、党としても、そういった個々の部分を見ればそれだけけれども、総合共済ということも一つの方法として、全体ひつくるものというところもあるのじゃないかということも言つておるわけですから、真剣に実現の方向で検討は続けていただきたい。いづつごろめどは出るのですか。去年も検討、おとしも検討、これは基礎調査から合はせると、四十七年からだからもう五年でしよう。ですからばつぽつ決着をつけて要請にこたえる時期と方向をもう少し明示をしていただきたい。

○今村(宣)政府委員 果樹共済の問題につきましては、四十九年から確かに試験実施を始めていろいろな検討を続けておるわけでございます。が、五十二年度におきましてはその三年間やつてきました試験実施成果を取りまとめまして、本格的な実施制度の検討を一年間やる必要があるというふうな思ひをしております。五十三年には法案の国会提出、法案が成立しましたならばその普及を推進をいたしまして、五十四年度から引き受けを開始するということを考えているわけでございます。したがつていまして、御指摘の果樹共済の共済目的をどの範囲とするかということにつきましては、私たちが真剣に検討して、できるだけ早く結論を出すように努力をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○荒木委員 それでは、質問もかなり詰めて伺つ

たですから、それとあわせて局長、五十二年中に結論が出ますか。

○今村(宣)政府委員 ちよつと、まことに失礼いたしました。私いま畑作共済のスケジュールを申し上げましたのですが、訂正をさしていただきました。して、先ほど御指摘のありました梅、ビワ、桜桃等につきましても共済目的の拡大につきましても、できるだけ早く結論を出すように努力をいたしたいと思つております。

○荒木委員 いまちよつと局長が取り違へて答弁された畑作の方は、これも先ほど論議ありましたけれども、沖繩のサトウキビ、北海道のてん菜、大豆、小豆、インゲンマメ、バレイショ、具体的にそうしたことにしても、施設園芸作物と同じような扱いにされるのですか。いまちよつと答弁で触れられたから確かめておきたい。

○今村(宣)政府委員 畑作物共済と園芸施設共済は同時に扱ひたいと思つております。

○荒木委員 それでは、先ほど伺つたできるだけ早くというのは、質問で年度を切つて聞いたわけですが、それと答えて答弁されたので、それに期待することにして、次は保険の限度額の問題です。

家畜共済で、たとえば牛は十七万四千円ということになってゐます。これは四十九年が十五万五千円でしたから若干引き上げになってゐますけれども、いまの市場価格から見てもまだ低い、こういう声が非常に強いのですが、一体どのぐらいの市場価格に見ておられるか。大体六掛けと見て十七万四千円ですから逆算すれば見当がつかないことはないのですけれども、実際の価格をどのぐらいに見ていらつしやるか。

○今村(宣)政府委員 五十一年度におきます乳牛の雄につきましても、十七万四千円ということとで限度額を決めておりますが、右の限度額はそれぞれ過去三年の平均共済価格の七〇%ということとで算定をいたしておるわけでありまして。

○荒木委員 過去の共済の価格が基礎になっておるようですが、しかし畜産の動向の実態と余りに

も離れるようなことになっては保険の意味が非常に薄くなるのではないかと。現在、市場の実勢価格、産地価格は、一番低いところで、初妊牛で大体三十六万から五十六万というふうになつておるわけですが、ですから平均をとつても四十六万になるわけですが、その半分と見ても二十二、三万ですから、低いという声は、これは実勢から見て当然かと思ひますが、この点について引き上げの措置をとる必要があるのではないかとと思ひますが、どうでしょうか。

○今村(宣)政府委員 家畜共済の掛金の国庫負担の対象となります共済金額の限度額は、乳牛、肉用牛、馬及び種豚等の別に、それぞれ御存じのとおり平均的な資質を持つ家畜を標準として、家畜の価格の変化に応じて定めるといふことに相なつておるわけでございます。現実を見てみますと、家畜共済の加入農家が選択しております共済金額の平均は、一般的にはその限度を下回つておるわけでございます。したがつていまして、現在のところ、家畜共済の運用上特に支障を来しているというふうには私たちが考えておりませんが、今後とも家畜価格の動向でありまして、あるいは農家の共済金額の選択の状況等を十分勘案いたしまして、適正な限度額の設定に努めてまいりたいと考えてございます。

○荒木委員 余り低いと当てにせぬようになるんじゃないですか。ですから、私さつき伺つたのは、いまの市場価格をどのぐらいに見ていらつしやるか、これを伺つたので、ちよつと別の答弁されたのですけれども、局長、どのぐらいと思つていらつしやるか。

○今村(宣)政府委員 いろいろ牛でもりつぱな牛がありますし、そうでない牛もございまして、一概にはなかなか申し上げにくいのでございまして、私たちがしましては、七掛けした限度額が十七万四千円というところが標準的なものじゃないか、こう思つておりますが、それが低いという御指摘でございます。先ほど申し上げましたように家畜の価格の動向でございますか、あ

るいは農家の選択といひますか意向といひますか、そういうものを踏まえまして適正な限度額の設定に努めてまいりたいと思つております。

○荒木委員 御参考までに申し上げておきますが、デイルー・ジャパンの二月号に、昨年の十二月乳牛の産地相場が出ておりますけれども、北海道でホルスタイン種系が三十八万から四十三万、それから同じくその純粋が四十五万から四十九万、高等登録が五十万から五十八万、宮崎の方も少し金額が低いですが、大体同じぐらいのレベルなんです。局長言われるように、確かに優種もあればそうでないものもあります。事前にちよつと伺つたら二十五万くらいというお話があつたのですけれども、これは聞いてみると産牛の値段だと言ひます。ですから、適正な価格に努めたいという答弁がありましたから、ひとつ再検討されることを期待します。

最後に、国庫補助の問題で家畜共済、先ほど論議がありました。特に補助率が低いという指摘がありました。局長の方からは、これの見直しをするような趣旨の答弁があつたように聞いたのですけれども、五十年の実績で四四％で、その後改定されてまだ五〇％にならないということですから、これは引き上げていく必要があるというふうに思ひます。この点についてもう一度局長の答弁を伺つて、財政に關係しますので、これは大臣の御答弁も伺ひたい。それで質問を終わりにしたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 家畜共済の掛金国庫負担率をもつと引き上げるべきではないかというお話と承りますが、畜産の振興の重要性、あるいはまた最近におきます畜産経営の実態にかんがみまして、共済掛金の国庫負担を牛については二分の一、種豚については五分の二に引き上げたわけでございます。肉豚につきましても三分の一の国庫負担を新たに今回は行うことにいたしましたわけでございます。したがひまして、馬も含めましてこの国庫負担金の率の引き上げにつきましては、今後におきます家畜の動向等を見ながら、関係方面

とも十分連絡をとつて、将来の問題として慎重に検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

○荒木委員 大臣、伺つたのは、農作物共済それから果樹共済、これを引き上げろという要求があるのですが、いずれも五〇％以上になつていますね。家畜共済だけ少し上がったけれども、まだ四九・何％ですね。これは低いから上げたかどうか、こういうことでございます。

○坊田務大臣 農林当局ともいろいろ相談をしてまいりたいと思ひます。

○小淵委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る十八日金曜日午前十一時五十分理事會、正午委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後八時三十六分散會

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金に ついても所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金に關する法律案

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十一年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九

号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田総合利用奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和五十一年度に政府から交付される水田総合利用奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約三億円である。

農業共済再保険特別会計における農作物共済

及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律

(一般会計からの繰入れ)

第一条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金及び果樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十一年度において、一般会計から、農業共済再保険特別会計の農業勘定に四百五十二億六千六百六十一万円、同特別会計の果樹勘定に五十八億四千二百七十三万一千円を限り、繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項(同條第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十一年度において、同勘定の積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十一年度において低温、暴風雨等による水稲、麦、りんご等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計からこれらの勘定に繰り入れる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。